

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 有明アーバンスポーツパーク整備運営事業実施方針
針……………（生）……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- 都市整備局都市基盤部街路計画課……………五
- 建築士法による二級建築士免許の取消し……………五
- 都市整備局市街地建築部建築企画課……………五
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………六
- 住宅政策本部民間住宅部不動産業課……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
- 環境局環境改善部化学物質対策課……………六
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………七
- 環境局多摩環境事務所環境改善課……………七
- 生活保護法による介護機関の指定……………八
- 福祉保健局生活福祉部保護課……………八
- 土地区画整理組合の理事の失職……………一〇
- 都市整備局市街地整備部区画整理課……………一〇
- 開発行為に関する工事完了……………一〇
- 都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課……………一〇

公告

告示

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一〇
- 産業労働局商工部地域産業振興課……………一〇
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………二
- 下水道局……………三
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………三
- （同）……………三

東京都告示第千三十八号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五条第一項の規定に基づき、特定事業の実施に関する方針を次のとおり定めたので、同条第三項の規定により公表する。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

有明アーバンスポーツパーク整備運営事業

実施方針

令和4年6月

東京都

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 特定事業の事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法に関する事項	6
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
1 民間事業者の募集及び選定	7
2 民間事業者の選定方法	7
3 民間事業者の選定手順	7
4 審査委員会の設置	8
5 提出書類の概要	8
6 応募者の参加資格要件	9
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1 事業者の責任の明確化に関する事項	13
2 事業者の責任の履行の確保に関する事項	13
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項	14
1 立地に関する事項	14
2 本施設の計画に関する事項	16
第5 配布資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	17
1 疑義が生じた場合の措置	17
2 管轄裁判所の指定	17
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置	18
2 事業の継続が困難となった場合の措置	18
3 融資機関又は融資団と都の協議	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3 その他の措置及び支援に関する事項	19
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	20
1 本事業において使用する言語	20
2 書類作成に係る費用	20
3 実施方針の公表に関する事項	20
4 その他	21
5 問合せ先	21

第1 特定事業の選定に関する事項 1 特定事業の事業内容に関する事項 (1) 事業名称 有明アーバンスポーツパーク整備運営事業 (2) 事業の対象となる公共施設等の名称 有明アーバンスポーツパーク (3) 公共施設等の管理者等 東京都知事 小池 百合子 (4) 事業の目的 臨海副都心・有明北地区には、東京の新たなスポーツ・文化の拠点となる有明アリーナをはじめ、1万人を収容できる有明コロシアム、有明テニスの森公園テニス施設等、令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の競技施設が集積し、東京2020大会後も都民の利用に供される。また、民間開発によるホテルやイベントホール、商業施設などの集客施設の整備も進んでおり、地区の北側には海辺の特性を生かした有明親水海浜公園が整備され、水と緑に親しめる都市空間が形成される。 東京都（以下「都」という。）は、平成28（2016）年12月、この有明北地区を、有明アリーナを核として東京2020大会のレガシーを生かしたスポーツとイベントでぎわうまち、「有明レガシーエリア」と位置付けることとした。また、平成29（2017）年4月には、「新規恒久施設の施設運営計画」を策定し、その中で、東京2020大会の仮設スポーツ施設の一部を残置・移設、スポーツカフェ・ジョウジ等を設置することによりアーバンスポーツゾーンを形成することとした。 それらの構想は、その後の「都市づくりのグランドデザイン」（平成29（2017）年10月策定）、「長期戦略ビジョン」（令和元（2019）年12月策定）、「『未来の東京』戦略」（令和3（2021）年3月策定）においても引き継がれ、有明レガシーエリアは、「スポーツ・ウェルネス・クリエイティブプロジェクト」として、東京2020大会のレガシーを最大限に生かし、誰もがいきいきとスポーツに親しみ、ウェルネスを実現できるよう、最先端技術等を有する民間企業等との連携など、スポーツを核とした新たな価値や魅力を創出することとしている。その中で、アーバンスポーツゾーンに、東京2020大会時の仮設施設を活用し、若者に人気のある都市型スポーツの場である有明アーバンスポーツパーク（以下「当施設」という。）を整備することとした。 こうした上位計画における方向性を踏まえ、東京2020大会のレガシーを生かし、スポーツを核とした新たな価値や魅力を創造する持続可能なまちづくりを推進するため、令和4（2022）年1月に、「臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン」及び「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン（改定）」のまちなみ将来像を、「東京2020大会のレガシーをはじめとした多様な機能の集積により、魅力的なライフスタイルを楽しむ複合市街地」に見直すとともに、住宅系用地を公園緑地用地に変更するなど土地利用	計画の変更を行った。また、拡張する有明親水海浜公園は、大会開催を記念する公園として整備し、周辺施設とも連携したにぎわい創出の拠点としていくこととした。 当施設については、同年同月、「TOKYO スポーツレガシービジョン」を公表し、東京2020大会のレガシーを活かし、スケートボード、スポーツクライミング（ボルダリング）、3x3バスケットボール施設（以下「アーバンスポーツ施設」という。）を整備するとともに、民間事業者の創意工夫により、地域のにぎわい創出に貢献する施設を併設することとした。 さらに、令和4（2022）年3月に策定した「東京ベイ eSG まちづくり戦略2022」においても、東京2020大会のレガシーを発展させ、水と緑に親しみ憩いと安らぎが感じられるまちを形成するとしている。 これらを踏まえ、当施設は有明レガシーエリアの中で、東京2020大会のレガシーを活かし、アーバンスポーツの盛り上げを引き継ぎ、発展させるとともに、地域のにぎわい創出に貢献することを目的とする。 (5) 事業の概要 本事業においては、有明レガシーエリアにおいて、東京2020大会のレガシーとなるアーバンスポーツを体験できる場として、大会レガシーゾーン、広場及び多目的ゾーンからなる当施設を整備・運営することでスポーツによるにぎわいを創出する。 本事業の実施に当たっては、民間の資金、創意工夫及び技術的・経営的能力等を活用し、効率的・効果的な事業推進を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）に基づいて行う。 (6) 特定事業の業務内容 特定事業として事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細については、募集要項等において示す。 ① 設計業務 (ア) アーバンスポーツ施設、管理棟、その他が整備する工作物（以下、管理棟及びその他の物が整備する工作物を合わせて、「管理施設」という。）の改修設計 (イ) 多目的ゾーン植栽、照明等電気設備等（以下「基礎施設」という。）の設計 (ロ) 事業者の提案により整備するスポーツ施設等（以下「多目的施設」という。）の設計 ② 改修・建設工事業務 (ア) アーバンスポーツ施設及び管理施設の改修工事 (イ) 基礎施設の建設工事 (ロ) 多目的施設の建設工事 ③ 開業準備業務 (ア) 広報・誘致・予約管理業務
---	--

(イ) 利用規則の策定業務 (ロ) 職員研修業務 (ハ) 関係者との調整業務 (ニ) その他の業務 ④ 維持管理業務 (ア) アーバンズポート施設、管理施設の維持管理及び小規模な修繕 (イ) 基盤施設の維持管理及び小規模な修繕 (ロ) 多目的施設の維持管理及び修繕 ⑤ 運営業務 (ア) スポーツ大会・各種イベント等の誘致 (イ) 予約受付、調整等、利用料金の収受 (ロ) 広報・誘致等 (ハ) スポーツ教室事業等の運営等 (ニ) アーバンズポート施設、多目的施設の運営等 (ホ) 安全対策業務 (ヘ) ヴァナー対策業務 (ニ) 駐車場・駐輪場管理業務 (ロ) 行政・周辺施設との連携業務 (ハ) 事業期間終了後の引継ぎ等 (ニ) 近隣対応業務 ⑥ 原状回復業務 (ア) 多目的施設の撤去等 (イ) 事業方式 ① アーバンズポート施設及び管理施設 都から東京都海上公園条例（昭和50年10月22日条例第107号）第10条に基づく海上公園施設の設置及び管理に関する許可（以下「設置許可」という。）を受けた上で、事業者が都の所有する当該施設を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・改修を行った後、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するRO（Rehabilitate・Operate）方式により行う。 ② 基盤施設 土地を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、当該施設の所有権を都に移転し、都から設置許可を受けた上で、事業期間中の維持管理業務を実施するBTO（Build・Transfer・Operate）方式により行う。	③ 多目的施設 土地を借り受け、PFI法に基づき、事業者が自ら提案した設計・建設を行った後、都から設置許可を受けた上で、事業者が当該施設の所有権を保有したまま、事業期間中の維持管理業務及び運営業務を実施するBOO（Build・Own・Operate）方式により行う。 ⑧ 土地等の使用に関する事項 設置許可に係る使用料、工事期間中の土地賃借料及び建物・工作物に係る賃付料は無償とすることを予定している。 ⑨ 事業期間（予定） 事業契約締結から令和17（2035）年9月30日までとする。 ⑩ 事業スケジュール（予定） <table><thead><tr><th>日程</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>令和5（2023）年6月</td><td>事業者との事業契約締結</td></tr><tr><td>令和5（2023）年6月～</td><td>事業者による施設実施設計（想定）</td></tr><tr><td>令和6（2024）年3月</td><td>都による先行管理期間</td></tr><tr><td>令和6（2024）年6月～</td><td>事業者による改修工事及び建設工事（想定）</td></tr><tr><td>令和7（2025）年3月</td><td>事業者による全面開業</td></tr><tr><td>令和17（2035）年2月</td><td>事業運営業務終了</td></tr><tr><td>令和17（2035）年3月～</td><td>事業者による原状回復</td></tr><tr><td>令和17（2035）年9月30日</td><td>事業契約終了</td></tr></tbody></table> (11) 事業者の収入 事業者は運営業務により得られる収入を収受できる。ただし、利益の一部を都に還元するプロフィットシェア等を導入する。詳細は、募集要項等において示す。 (12) 事業者が実施する業務について 事業者が実施する業務に係る費用は、上記(11)の収入により回収するものとし、事業契約書等に特段の定めがある場合を除き、都は事業者に対し本事業の実施に要する費用を支払わないものとする。ただし、基盤施設の整備費用の一部については、別途協定等を締結の上、支払うものとする。詳細は、募集要項等において示す。 (13) 本事業の実施に関する協定等 都は、上記(12)に定める協定等のほか、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次に掲げる協定等を締結する。	日程	内容	令和5（2023）年6月	事業者との事業契約締結	令和5（2023）年6月～	事業者による施設実施設計（想定）	令和6（2024）年3月	都による先行管理期間	令和6（2024）年6月～	事業者による改修工事及び建設工事（想定）	令和7（2025）年3月	事業者による全面開業	令和17（2035）年2月	事業運営業務終了	令和17（2035）年3月～	事業者による原状回復	令和17（2035）年9月30日	事業契約終了
日程	内容																		
令和5（2023）年6月	事業者との事業契約締結																		
令和5（2023）年6月～	事業者による施設実施設計（想定）																		
令和6（2024）年3月	都による先行管理期間																		
令和6（2024）年6月～	事業者による改修工事及び建設工事（想定）																		
令和7（2025）年3月	事業者による全面開業																		
令和17（2035）年2月	事業運営業務終了																		
令和17（2035）年3月～	事業者による原状回復																		
令和17（2035）年9月30日	事業契約終了																		

① 基本協定 都は、選定された民間事業者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）は、募集要項等において示す。 ② 事業契約 都は、基本協定の定めるところにより、都議会への報告を経た後に、事業契約を締結する。なお、事業契約書（案）は、募集要項等において示す。 (14) 遵守すべき法令及び許認可等 事業者は、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令（関係する施行令、施行規則、条例等を含む。）等を遵守する。 なお、関連法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者の負担によりその許認可等を取得しなければならない。 (15) 事業期間終了時の措置 事業者は、事業期間中の維持管理業務を適切に行うことにより、事業終了時点においても、アーバンスポーツ施設、管理施設及び基礎施設を良好な状態に保持しなければならない。 多目的施設については、原則として全て事業者の責任及び費用負担により撤去・原状回復するが、協議の上で残置を認める場合がある。また、都又は都が指定する第三者は、事業実施のために事業者の所有する資産のうち、必要と認めたものを買い取ることができる。	2 特定事業の選定方法に関する事項 (1) 選定基準 都は、本事業を PFI 法に基づく特定事業として実施することで、本事業を効率的かつ効果的に実施でき、サービス水準の向上が期待できる場合に、本事業を特定事業に選定する。 (2) 選定結果の公表 都は、本事業を特定事業として選定した場合には、その結果を評価内容とあわせて、ホームページ等を用いて速やかに公表する。 なお、本事業の実施可能性についての客観的な結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合にあっても、同様に公表する。
---	--

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定

都は、本事業を PFI 法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者の募集を行う。
なお、民間事業者の募集、評価及び選定に係る過程において、いずれの民間事業者によっても、公的財政負担の削減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を選定事業として実施することが適当でないと判断した場合は、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すものとし、その旨を速やかに公表する。

2 民間事業者の選定方法

民間事業者の選定は、以下のとおり、参加資格の確認、提案審査の2段階により実施することを想定している。詳細は、募集要項等において示す。

(1) 競争参加資格の確認

本事業への参加を希望し申請書類を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）が「6 応募者の参加資格要件」を満たしていることを確認する。

(2) 提案審査

上記(1)において、本事業を実施するために必要な資格を有する応募者から、具体的な業務の実施方法等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、優先交渉権者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

3 民間事業者の選定手順

本事業を特定事業として実施する場合、都は、以下の手順により、民間事業者を選定することを予定している。具体的な日程は、募集要項等において示す。

日程	内容
令和4（2022）年6月	実施方針の公表
令和4（2022）年7月	実施方針に関する質問及び意見等受付
令和4（2022）年8月	質問に対する回答公表
令和4（2022）年8月	要求水準書案の公表
令和4（2022）年9月	要求水準書案に関する意見等受付
令和4（2022）年10月	特定事業の選定
令和4（2022）年10月	募集要項等の公表
令和4（2022）年10月～11月	募集要項等に関する質問の受付
令和4（2022）年11月	募集要項等に関する質問への回答公表
令和4（2022）年12月	官民対話
令和5（2023）年1月	官民対話の結果及び募集要項等の最終版

	公表
令和5（2023）年2月	本事業に係る応募者等からの提案書（以下「提案書」という。）の受付
令和5（2023）年2月～3月	提案書の審査・候補者の選定
令和5（2023）年3月	優先交渉権者の決定及び公表
令和5（2023）年5月	基本協定締結
令和5（2023）年6月	事業契約締結

(1) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を、都ホームページにおいて公表する。

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。
質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、都ホームページにおいて公表する。

(3) 参加資格確認書類の受付及び確認結果の通知

本事業への参加資格確認書類を受け付ける。確認結果は速やかに通知する。

(4) 提案審査書類の受付

参加資格が認められた応募者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(5) 落札者の決定・公表

審査結果及び落札者については、速やかに応募者に通知するとともに公表する。なお、民間事業者の募集、審査及び選定において、応募者がいない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

4 審査委員会の設置

事業者の選定に際しては、学識経験者と都職員により構成される審査委員会を設置する。

5 提出書類の概要

(1) 提出書類の内容

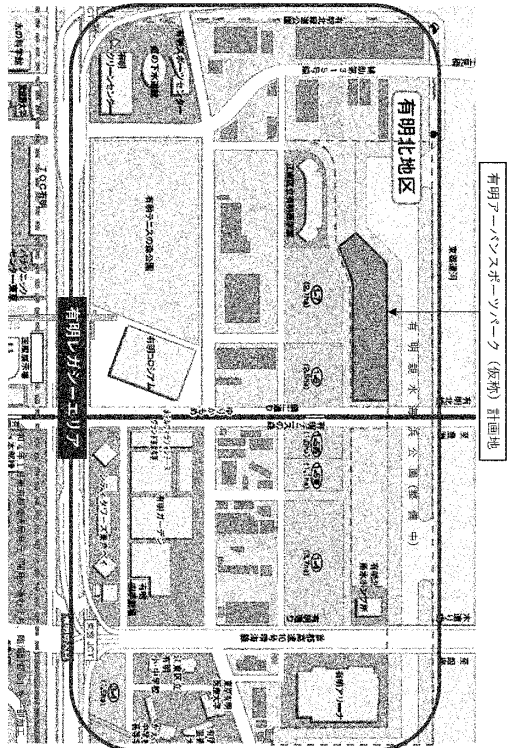
競争参加資格の確認として、参加表明書及び参加資格確認書類等の提出を応募者に求める。
提案審査においては、次に掲げる事項を主な内容として含む提案書の提出を求めることを予定している。

① 事業計画に関する提案 ② 施設整備に関する提案 ③ 維持管理に関する提案 詳細は、募集要項等において示す。 (2) 提出書類の取扱い ① 著作権 提出書類の著作権は、当該提出書類を提出した応募者に帰属する。ただし、都が公表、展示その他本事業に関して認める範囲において、都はこれを無償で使用することができる。 また、選定に至らなかった応募者の提出書類については、事業者の選定後、当該提出書類を提出した応募者に返却する。 ② 特許権等 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。 ③ 資料の公開 都は、事業者の選定後、審査結果の公表の一環として、必要に応じて応募者から提出された提出書類（選定されなかった応募者からの提出書類を含む。）の一部を公開する場合がある。 なお、公開に際しては、提案した応募者のノウハウや手法を特定することができない内容等、公開されることにより著しく提案した応募者の権利が阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については都と各応募者との間で協議する。 6 応募者の参加資格要件 (1) 応募者の構成 ① 本事業には、第1の1(6)に掲げる業務を実施することを予定する単独の企業（以下「単独企業」という。）又は、複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）が、応募することができる。 ② 単独企業の場合は、当該企業を事業者とし、応募手続を行うこと。 ③ 応募グループの場合は、応募グループを構成する企業（以下「参加企業」という。）の中から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。 ④ 応募グループの場合、基本協定の締結後に本事業の遂行のみを目的として設立する特別目的会社（Special Purpose Comany）（以下「SPC」という。）を設立できるものとし、当該 SPC を事業者とし、SPC を設置しない場合は、代表企業を事業者とする。 ⑤ SPC を設立する場合は、参加企業のうち、SPC に出資を行う者を「構成企業」、出資を行わない者を「協力企業」という。また、SPC の株主は、次の(7)、(4)及び(9)の要件を満たすこと。 (7) 運営業務を実施する者は、構成企業となること。 (4) 構成企業が SPC の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。 (9) SPC の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで SPC の株式を保有することとし、都の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。 ⑥ 応募グループの場合、応募に当たり、参加企業それぞれが、第1の1(6)に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。 また、改修・建設工事業務、維持管理業務及び原状回復業務を実施する者は、必ずしも参加企業に含める必要はない。ただし、その場合であっても、それぞれの業務着手時までに、実施する者を特定し、都に通知(実績等を確認できる証書の提出を含む。)して、都の承認を受けること。 ⑦ 参加企業の変更は認めない。ただし、提案書の提出期限までの期限に限り、参加企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、都と協議するものとし、その事情を検討の上、都が認めた場合はこの限りではない。 ⑧ 参加企業のいずれかが、他の参加企業でないこと。 ⑨ 参加企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の参加企業でないこと。ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。 ⑩ 上記⑨において、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次の(7)、(4)又は(9)に該当する者をいう。 (7) 資本関係 次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は b について子会社の一方が、会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。 a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合 b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 (4) 人的関係 次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。 a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合	
---	--

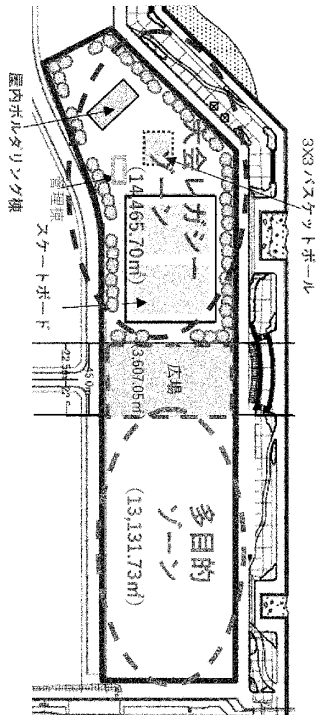
(9) その他競争の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記(7)又は(4)と同視し得る資本関係又は人的関係が認められる場合 (2) 参加企業に共通の参加資格要件 次の全ての項目を満たしている必要がある。なお、複数企業等によるグループでは競争する場合は、その全ての構成企業について、次の全ての項目を満たしている必要がある。 ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号の規定に該当する者でないこと。 ② PFI法第9条の各号のいずれにも該当する者でないこと。 ③ 無差別大量殺入行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体及びその役員又は構成員（以下「③に掲げる団体等」という。）でないこと。 ④ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「④に掲げる暴力団等」という。）でないこと。 ⑤ ③に掲げる団体等及び④に掲げる暴力団等から委託を受けた者並びに④に掲げる暴力団等の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。 ⑥ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者でないこと。 ⑦ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。 ⑧ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等、ただし、都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にないこと。 ⑨ 応募申込みをした日から過去1年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。 ⑩ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2及び第180条の5に該当する者でないこと。 ⑪ 都と本事業に関するアトバイザリー契約を締結した者（当該企業の指示により当該契約に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）でないこと。なお、本事業に係るアトバイザリー契約を締結した企業は、みずほリーサーチ&テクノロジーズ株式会社（東京都千代田区神田錦町二丁目3番地）及びPWCアトバイザリー合同会社（東京都千代田区大手町一丁目1番1号）である。 (3) 代表企業の参加資格要件 代表企業は、令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格有資格者又は、令和3・4年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。	
(4) 設計企業の参加資格要件 参加企業のうち、設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。 ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。 ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一般建築士事務所登録を受けた者であること。 (5) 工事企業の参加資格要件 参加企業のうち改修・建設工事業務及び原状回復業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。なお、工事企業を応募時の参加企業に含めない場合は、当該業務の着手までに工事企業を特定し、都に通知の上、承認を受けること。 ① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格有資格者で、業種07の建築工事に登録されていること。 ② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。 (6) 維持管理企業の参加資格要件 参加企業のうち維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。なお、維持管理企業を応募時の参加企業に含めない場合は、当該業務の着手までに維持管理企業を特定し、都に通知の上、承認を受けること。 ① 令和3・4年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格有資格者であること。 ② 維持管理業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。詳細は、募集要項等において示す。 (7) 運営企業の参加資格要件 参加企業のうち開業準備業務及び運営業務を実施する者（以下「運営企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。 ① 令和3・4年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格有資格者であること。 ② 開業準備業務及び運営業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定、実績等）を有すること。詳細は、募集要項等において示す。 (8) 競争参加資格確認基準日 競争参加資格確認基準日は、参加資格確認書類の提出期限の最終日とする。	11

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 1 事業者の責任の明確化に関する事項 (1) 基本的な考え方 本事業における業務遂行上の責任は原則として事業者が負うものとする。ただし、都が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、都が責任を負うものとする。 (2) 予想されるリスクの責任分担 予想されるリスク及び都とPFI事業者の責任分担は、その基本的な考え方を別紙1に示す。詳細については、今後募集要項等に表示事業契約書（案）に記載することとし、最終的に事業契約で規定する。 なお、別紙1のリスク分担については、現時点で主たる分担者を示したものであり、記載のリスクの全てを主たる分担者が負うことを想定したものではない。 2 事業者の責任の履行の確保に関する事項 (1) 事業の実施状況の監視及び改善要求措置 ① 監視の方法等 都は、事業者が事業契約に基づいて本事業の各業務を実施する者との間における契約内容、各業務の実施状況、事業者の財政状況を監視し、必要に応じて是正又は改善を要求する。詳細は、募集要項等において示す。 ② 改善要求等 都は、各業務において、事業者の懈怠事由により要求水準が達成されていないことが明らかになった場合には、事業者に各業務の方法の改善、当該業務を実施する者の変更等を求める。詳細は、募集要項等において示す。 (2) 業務の履行の確認等 ① 施設整備業務 都は、アール・プーンス・ポート施設・管理施設の改修工事完了時及び基盤施設の引渡し前に、当該施設の状態が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認する。確認の結果、当該施設が事業契約に定められた水準を満たしていない場合は、都は事業者に補修を求め、水準を満たしたことを確認した上で基盤施設の整備費用の一部を支払う。 ② 維持管理業務 都は、各期の業務完了時に維持管理業務が事業契約に定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。 なお、確認の結果、事業契約に定めた条件に適合しない場合、都は上記(1)②の措置を講じる。	第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置等に関する事項 1 立地に関する事項 敷地の概要は次のとおりである。詳細は、募集要項等において示す。 (1) 計画地 江東区有明一丁目7番2のうち（有明北1－1地区）（下記図表1を参照） (2) 用途地域 第一種住居地域 (3) 敷地面積 31,204.48㎡ ※実測等により地積に変更が生じた場合にはその面積による。 (4) 配置 図表2のとおり（面積内訳：大会レガシーゾーン14,465.70㎡、広場3,607.05㎡、多目的ゾーン13,131.73㎡） ※実測等により地積に変更が生じた場合にはその面積による。 (5) 指定建蔽率 60％ ※ただし、東京都海上公園条例施行規則第6条に定める建築物の規模等が適用される見込み。 (6) 指定容積率 200％ ※ただし、暫定利用であるため、原則として、階数が2以下で、地階を有しない建物とする。なお、想定される多目的施設の延べ面積の上限は約4,800㎡とする予定。 (7) その他 海上公園予定地
--	---

図表 1 計画地



図表 2 大会レガシーゾーン、広場及び多目的ゾーンの配置



2 本施設の計画に関する事項

(1) アーバンスポーツ施設

- ① スケートボード施設 (スケイク・ストリート。初心者エリアあり)
- ② 屋内ボルダリング棟 (約960㎡。東京2020大会のデザインを再現したウォールに加え、初心者も楽しめるウォールあり)
- ③ 3x3 バスケットボール設備
- ④ 管理棟 (約130㎡)
- ⑤ 都が整備する工作物

(2) 基盤施設

- ① 植栽
- ② 照明等電気設備
- ③ 駐車場、駐輪場 等

(3) 多目的施設

事業者の提案により整備するスポーツ施設等を敷地内の空きスペースに設置できるものとし、その整備、運営を行うものとする。ただし整備する施設は、以下の条件を満たすこと。

- ① 東京都海上公園条例 (昭和50年10月22日条例第107号) 第2条第5号で規定される海上公園施設であり、公園と調和した施設であり、北側の海上公園に整備される水辺空間の魅力を生かす施設配置や敷地の整備をすること。
- ② その他建築基準法等法令、臨海副都心有明北地区まちづくりマスタープラン及び臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン改定一等に適合した施設により構成すること。
- ③ 上記を満たし、かつアーバンスポーツその他各種スポーツの裾野拡大、地域の運動・健康づくりの環境向上等、スポーツの振興に寄与し、有明北地区のにぎわい創出に資する施設構成とすること。

第5 配布資料、提案書及び協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 1 疑義が生じた場合の措置 都が募集手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書及び事業者が提出した提案書並びに都と事業者との間で締結された協定等の解釈に疑義が生じた場合は、都と事業者が本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議の上、解決を図る。 なお、このため、都及び事業者は、事業契約の締結後に双方が参画する関係者協議会を設置する。 2 管轄裁判所の指定 基本協定及び事業契約に係る紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。	第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置 本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約に定める事由ごとに都又は事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。 2 事業の継続が困難となった場合の措置 修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約の定めるところにより本事業を終了する。 (1) 事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合 ① 事業者が提供するサービスが、事業契約に定める要求水準を達成していないことが判明した場合、その他事業契約に定める事業者の帰責事由に基づく債務不履行又はその懸念が生じた場合は、都は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善復旧計画の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合は、都は事業契約を解除できる。 ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続が困難と合理的に考えられる場合は、都は事業契約を解除できる。 ③ 上記①又は②の規定により、都が事業契約を解除した場合は、事業契約の定めるところにより、都は事業者に対して損害賠償の請求を行うことができる。 (2) 都の帰責事由により事業の継続が困難となった場合 ① 都の帰責事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除できる。 ② 上記①の規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は都に対して損害賠償の請求を行うことができる。 (3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合 ① 都又は事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により本事業の継続が困難となった場合は、都及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行う。 ② 一定の期間内に上記①の協議が調わない場合は、都が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、都は、事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除できる。 ③ 事業契約を解除する場合の措置については、事業契約の定めに従う。 ④ 不可抗力の定義については、事業契約に定める。 3 融資機関又は融資団と都の協議 都は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、事業者が本事業に関する資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することができる。
--	---

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 1 法制上及び税制上の措置に関する事項 事業者が本事業を実施するに当たり、法制上又は税制上の措置が適用される場合には、それによることとする。 2 財政上及び金融上の支援に関する事項 事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、都はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。 3 その他の措置及び支援に関する事項 都は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、都と事業者で協議を行い、対応策を検討する。	
	第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項 1 本事業において使用する言語 本事業において使用する言語は、日本語とする。 2 書類作成に係る費用 参加資格確認書類、提案書、質問の書類の作成及び提出等、本事業の応募に係る費用は、応募者の負担とする。 3 実施方針の公表に関する事項 (1) 担当部局 部署名 東京都生活文化スポーツ施設部施設整備第一課 住所 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号都庁第一本庁舎15階北 電話 03-5320-7698 FAX 03-5388-1227 メール S1120802@section.metro.tokyo.jp (2) 実施方針に関する意見等の受付 質問に対する回答については、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと都が認めたものを除き、以下のとおり公表する。 なお、意見については本事業の参考とするもので、原則として回答、公表は行わない。 受付期間 令和4年7月1日（金）から 令和4年7月14日（木）12時まで（必着） ① 提出先 上記(1)に同じ。 ② 提出方法 実施方針に関する意見等を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見提案書（様式）に記入し、電子メールにより提出する。Microsoft Excel（Excel2016に対応した形式）で作成した実施方針に関する意見提案書（様式）が記録された電子ファイルを添付して送付する。 なお、電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。 ③ 公表予定日 令和4年8月2日（火） (3) 実施方針の変更 都は、民間事業者からの意見等を踏まえ、PFI法第7条に定める特定事業の選定まで

に実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。
実施方針の変更を行った場合には、都のホームページ等への掲載その他適宜の方法により速やかに公表する。

4 その他

(1) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、ホームページ等を通じて適宜行う。

なお、実施方針は以下ホームページURLにて公表する。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2022/06/30/01.html>

5 問合せ先

上記3(1)に同じ。なお、実施方針の内容について電話等での直接回答は行わない。

別紙1 想定されるリスクと責任分担

本表は、現時点で想定されるリスクの種類、内容及び分担の基本的考え方を示したものである。詳細については、今後募集要項等に表示事業契約書案に記載することとし、最終的には事業契約で規定する。

リスク分担については、現時点で主たる分担者として想定した者を丸印で示したものであり、記載のリスクの全てを丸印の者が負うことを想定したものではない。

(1)各期間に共通のリスク

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担 都 事業者
計画リスク	1	都の政策変更による事業の変更・中断・中止など	○
募集要項等の内容リスク	2	募集要項等の誤り・内容の変更によるもの	○
許認可リスク	3	都の責めによる許認可等取得遅延	○
	4	上記以外の事由による許認可等取得遅延	○
	5	本事業のみでなく、広く一般的に適用される法令、許認可の新設、変更によるもの	○
法令変更リスク	6	本事業に直接の影響を及ぼす法令、許認可の新設、変更によるもの	○※1
	7	本事業に直接の影響を及ぼす都の条例等の新設、変更によるもの	○
消費税変更リスク	8	消費税の変更によるもの	○
税制変更リスク	9	法人の利益にかける税制度の変更によるもの(法人税率など)	○
	10	本事業に直接の影響を及ぼす税制度の変更によるもの	○
用地リスク	11	都が事前に公表した資料に明示されているもの	○
	12	都が事前に公表した資料からは予測できない土壌汚染、埋蔵文化財、地中障害物等が発見された場合	○
住民対応リスク	13	有明アーバン・スペースの整備・運営方針等に関するもの	○
	14	PRI 事業者が行う有明アーバン・スペースの運営に関するもの	○
第三者権限リスク	15	都の提示条件、指図、行為を直接の原因とする事故によるもの	○
	16	上記以外によるもの	○
安全確保リスク	17	維持管理・運営等における安全性の確保	○
保険リスク	18	維持管理・運営等におけるリスクをカバーする保険の付保	○
物価変動リスク	19	物価変動による費用の増減リスク	○※2
資金調達リスク	20	本事業の実施に必要な資金調達に関するリスク	○
業態悪化リスク	21	PRI 事業者の能力不足等による採算悪化等に関するリスク	○
債務不履行リスク	22	PRI 事業者の責めによる事業の中止・延期	○
	23	都の責めによる事業の中止・延期	○
不可抗力リスク	24	戦争・暴動・天災等による事業計画・内容の変更、事業の中止・延期に関するもの	○※3

※1：本事業に直接の影響を及ぼす法令、許認可の新設、変更の場合、事業者又は都は相手方に協議を申し入れることができる。

※2：当初想定されない急激な物価変動が起こった場合には、事業者又は都は相手に協議を申し入れることができる。

※3：都・事業者それぞれに生じた費用はそれぞれが負担する。

(2)事業契約締結前のリスク

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			都	事業者
応募費用リスク	25	本事業への応募に係る費用負担		○
契約締結リスク	26	事業契約の未締結	○※4	○※4

※4：都・事業者それぞれに生じた費用はそれぞれが負担する。

(3)都による先行管理期間中のリスク

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			都	事業者
業務開始遅延リスク	27	都の責めによる先行管理業務開始の遅延	○	
施設設備リスク	28	PFI事業者の責めによる施設・設備の損傷		○
維持管理費の変動リスク	29	都の責めによる施設・設備の損傷	○	
維持管理費の変動リスク	30	都の責めによる維持管理費の変動リスク	○	
光熱水費リスク	31	先行管理期間中の光熱水費の変動リスク	○※5	

※5：改修・建設工事に関わるものは事業者が負担する。

(4)運営期間中のリスク

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			都	事業者
業務開始遅延リスク	32	PFI事業者の責めによる運営・維持管理業務開始の遅延		○
都有施設の瑕疵リスク	33	都の責めによる運営・維持管理業務開始の遅延	○	
要求水準未達リスク	34	都有施設の瑕疵によるもの	○※6	
	35	PFI事業者の責めによる運営・維持管理業務の要求水準未達		○
	36	都の責めによる運営・維持管理業務の要求水準未達	○	
業務内容の変更リスク	37	PFI事業者の責めによる運営・維持管理業務の内容変更によるもの		○
	38	都の責めによる運営・維持管理業務の内容変更によるもの	○	
運営費・維持管理費の変動リスク	39	PFI事業者の責めによる運営・維持管理業務の内容変更等に起因する維持管理・運営費の変動によるもの		○
	40	都の責めによる運営・維持管理業務の内容変更等に起因する維持管理・運営費の変動によるもの	○	
光熱水費リスク	41	本施設の維持管理・運営に係る光熱水費及び通信費の負担に関するもの		○
需要変動リスク	42	本施設に対する需要変動に関するもの		○
施設損傷リスク	43	PFI事業者の責めによる施設・設備の損傷		○
	44	都の責めによる施設・設備の損傷	○	
什器備品管理リスク	45	PFI事業者の責めによる什器設備等の盗難・破損・紛失等に関するもの		○
	46	都の責めによる什器設備等の盗難・破損・紛失等に関するもの	○	
修繕リスク	47	バーク内全ての施設・建物・設備等の修繕に関するもの		○
	48	修繕要請による施設損傷による収入・費用への影響に関するもの		○
保険リスク	49	維持管理・運営等におけるリスクをカバーする保険の付保		○

※6：PFI事業者による改修に帰するものを除く。

(5)運営期間終了時のリスク

リスクの種類	No.	リスクの内容	リスク分担	
			都	事業者
運営期間終了時の移管手続リスク	50	本施設の移管手続に関する諸費用等		○
運営期間終了時の本施設の状況	51	運営期間終了時の本施設の状況に関する要求水準の未達		○

別紙2 参考資料一覧

1 東京 2020 大会のレガシーに関する計画

- (1) 「2020 年に向けた東京都の取組－大会後のレガシーを見据えて－」（オリンピック・パラリンピック準備局）
<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaiyibunbi/torikumi/legacy/index.html>
- (2) 「新規恒久施設の施設運営計画」（オリンピック・パラリンピック準備局）
<https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaiyibunbi/torikumi/ryou/uneikeikaku/index.html>
- (3) 「TOKYOSポータルレガシービジョン」（オリンピック・パラリンピック準備局）
https://www.2020games.metro.tokyo.lg.jp/taikaiyibunbi/torikumi/sports_legacy/index.html

2 周辺の街づくり等の計画

- (1) 「未来の東京」戦略（政策企画局）
<https://www.seisakukikaku.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/chokri/plan/>
- (2) 「都市づくりのグランドデザイン」（都市整備局）
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/keikaku_chousa_singaku/grand_design.html
- (3) 「東京ベイエスガまちづくり戦略」（都市整備局）
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/esg/index.html>
- (4) 臨海副都心有明北地区の土地利用等の一部見直しについて（港湾局）
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/losef/hodohappyo/press/2022/01/27/18.html>
- (5) 「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドライン—改定—」（港湾局）
https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/gyo/plan/ankita_guide/line/index.html
- (6) 「臨海副都心有明北地区地区計画（再開発等促進区）」（江東区）
<http://www.city.koto.lg.jp/390111/machizukuri/toshichiku/kekaku/7734.html>
- (7) 「江東区都市計画マスタープラン2022」（江東区）
<https://www.city.koto.lg.jp/390111/kuse/shisaku/torikumi/7709.html>
- (8) 「賑わいと自然あふれる海辺を目指して—海上公園ビジョン—」（港湾局）
https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/gyo/kaiyoukouen_vision/170512.pdf
- (9) 「東京都景観計画—美しく風格のある東京再生—」（都市整備局）
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/keikan/machinami_01.html

3 交通に関する計画

- (1) 「東京都臨海部地域公共交通計画」（都市整備局）
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/losef/hodohappyo/press/2021/09/31/04.html>
- (2) 「東京都自転車活用推進計画」（都市整備局）
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/losef/hodohappyo/press/2021/09/21/08.html>

●東京都告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき令和二年東京都告示第七百十五号東京都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 首都高速道路株式会社
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画道路事業都市高速道路第四号線及び都市高速道路第四号線分岐線（神田橋ジャンクション～江戸橋ジャンクション）
- 三 事業施行期間 令和二年四月三十日から令和二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分

令和二年東京都告示第七百十五号の事業地のうち、中央区日本橋本町一丁目地内を削り、日本橋小網町地内において事業地を変更する使用の部分

令和二年東京都告示第七百十五号の事業地のうち、中央区日本橋本町一丁目及び日本橋小網町各地内において事業地を変更する。

●東京都告示第四十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。）第九条第一項の規定により建築士の免許を取り消したので、同条第三項及び建築士法施行規則（昭和二十五

年建設省令第三十八号）第六条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 免許の取消しをした年月日

令和四年六月十七日

二 免許を取り消した者

氏名

大屋 孝重

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二四一四一号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

一 免許の取消しをした年月日

令和四年六月十七日

二 免許を取り消した者

氏名

齋藤 輝一

建築士の別

二級建築士

登録番号

東京都知事登録第二七〇六五号

三 免許の取消しの理由

法第九条第一項第二号に該当するため

●東京都告示第千四十一号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 商号 リクレイム株式会社

二 代表者氏名 代表取締役 佐藤 郷弘

三 主たる事務 中央区八重洲二丁目十一番七号 東栄八

所の所在地 重洲ビル九階

四 免許証番号 東京都知事(2)第九四六五五号

五 免許年月日 平成二十九年九月二十八日

●東京都告示第千四十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第百五十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区芝浦一丁目
地内）

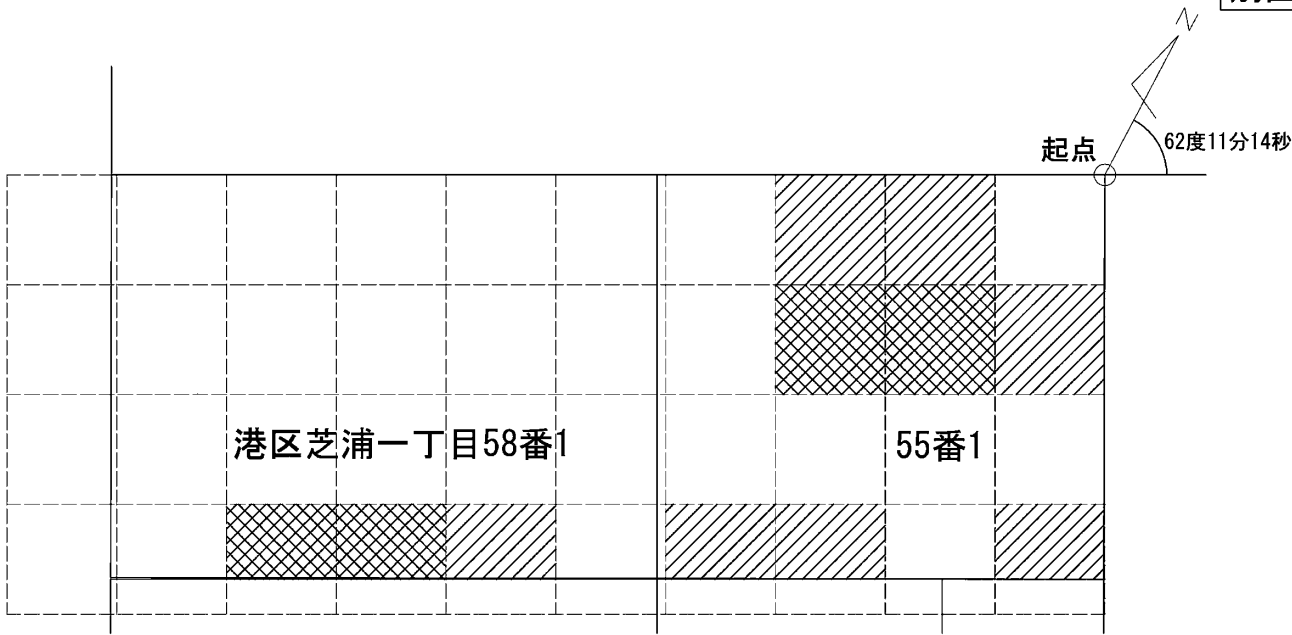
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】
-----: 単位区画
-----: 筆境界
□: 調査対象地
▨: 形質変更時要届出区域
(令和4年東京都告示第157号により指定した区域)
▩: 指定を解除する区域

【起点】
起点の位置は
港区芝浦一丁目55番1の
最北端とする。

【格子の回転角度 62度11分14秒】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千四十三号

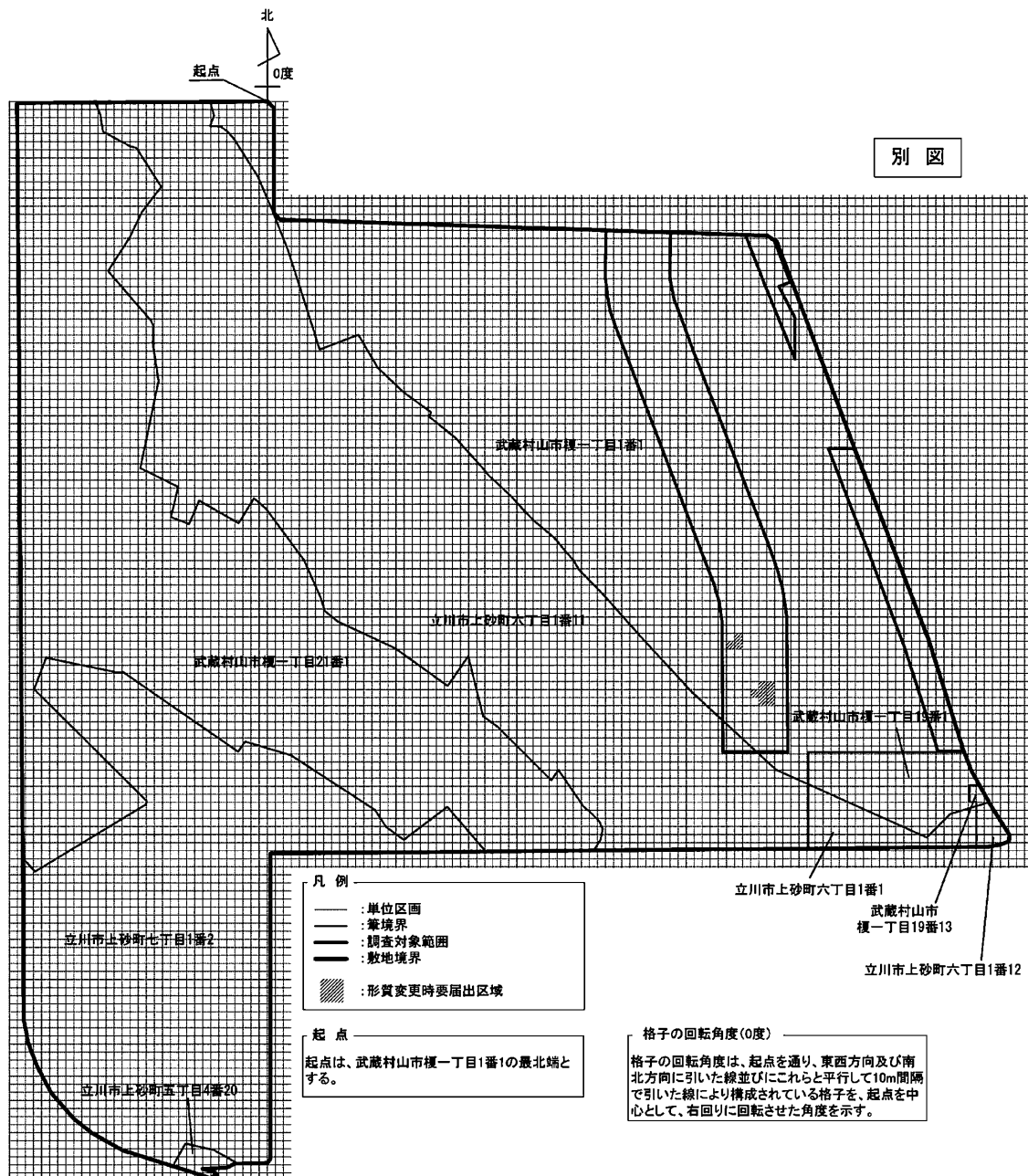
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（武蔵村山市榎
一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物



東京都告示第千四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342255263	株式会社水戸薬局	東京都葛飾区高砂5-36-7	オレンジ薬局	東京都葛飾区東金町7-34-6	居宅療養管理指導	令和4年5月1日
1342255263	株式会社水戸薬局	東京都葛飾区高砂5-36-7	オレンジ薬局	東京都葛飾区東金町7-34-6	介護予防居宅療養管理指導	令和4年5月1日
1333441607	医療法人社団オーラルコミュニケーション	東京都国立市東1-7-5 弥生ビル3階	医療法人社団オーラルコミュニケーション くにたち旭通り歯科	東京都国立市東1-7-5 弥生ビル1階	居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1333441607	医療法人社団オーラルコミュニケーション	東京都国立市東1-7-5 弥生ビル3階	医療法人社団オーラルコミュニケーション くにたち旭通り歯科	東京都国立市東1-7-5 弥生ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1343253424	有限会社メディケア	神奈川県茅ヶ崎市西久保394-1	陽だまり薬局 町田店	東京都町田市小山ケ丘1-3-30	居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1343253424	有限会社メディケア	神奈川県茅ヶ崎市西久保394-1	陽だまり薬局 町田店	東京都町田市小山ケ丘1-3-30	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1340354217	有限会社フィールド	東京都港区白金台4-5-5	白金台薬局	東京都港区白金台4-5-5	居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1340354217	有限会社フィールド	東京都港区白金台4-5-5	白金台薬局	東京都港区白金台4-5-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1341555823	有限会社中島調剤	東京都三鷹市井の頭5-7-37	みずき薬局	東京都杉並区上荻2-36-5	居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1341555823	有限会社中島調剤	東京都三鷹市井の頭5-7-37	みずき薬局	東京都杉並区上荻2-36-5	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1343651494	有限会社中島調剤	東京都三鷹市井の頭5-7-37	中島薬局	東京都三鷹市井の頭5-7-37 L Sハウス1階	居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1343651494	有限会社中島調剤	東京都三鷹市井の頭5-7-37	中島薬局	東京都三鷹市井の頭5-7-37 L Sハウス1階	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1344351243	有限会社武蔵野	東京都中野区上鷲宮3-3-28	武蔵野調剤薬局 南町店	東京都小平市花小金井南町2-13-8	居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1344351243	有限会社武蔵野	東京都中野区上鷲宮3-3-28	武蔵野調剤薬局 南町店	東京都小平市花小金井南町2-13-8	介護予防居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1341353390	株式会社北村薬局	東京都港区南青山5-1-25	道玄坂調剤薬局	東京都渋谷区道玄坂2-6-15	居宅療養管理指導	令和4年4月1日
1341353390	株式会社北村薬局	東京都港区南青山5-1-25	道玄坂調剤薬局	東京都渋谷区道玄坂2-6-15	介護予防居宅療養管理指導	令和4年4月1日

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1344550562	株式会社白十字ファーマシー	東京都西東京市田無町3-7-34	狛江グリーン薬局	東京都狛江市中和泉5-31-19	居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1344550562	株式会社白十字ファーマシー	東京都西東京市田無町3-7-34	狛江グリーン薬局	東京都狛江市中和泉5-31-19	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1340753608	株式会社エムケイメディカル	東京都墨田区江東橋4-15-5	薬局古川ファーマシー	東京都墨田区横川3-2-7	居宅療養管理指導	令和4年3月1日
1340753608	株式会社エムケイメディカル	東京都墨田区江東橋4-15-5	薬局古川ファーマシー	東京都墨田区横川3-2-7	介護予防居宅療養管理指導	令和4年6月1日
1372205821	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4-12-8	SOMPOケア 四つ木 訪問介護	東京都葛飾区東四つ木4-47-8	訪問介護	令和4年5月1日

公 告

土地区画整理組合の理事の失職について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九
九条第一項の規定により清瀬市中清戸四丁目土地区画整理
組合理事長職務代理小寺正から次に掲げる者が令和四年五
月二十四日付けで理事を失職した旨の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和四年七月八日

氏 名 東京都知事 小 池 百合子
住 所

並木 敏雄 清瀬市中清戸四丁目千九十四番地

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和四年七月八日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

一 あきる野市小川字松葉八百番
西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎二
千三百十八番地

株式会社武蔵野不動産

代表取締役 中村 潤

日野市大字日野九百三十四番、
立川市柴崎町四丁目五番十
九百四十一番一及び同番二の
三号

共立ホーム株式会社

代表取締役 林 文裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体
にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和四年七月八日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
に到着するように提出してください。

令和四年七月八日

東京都知事 小 池 百合子

- | | | |
|---|------------------|----------------------|
| 一 | 店舗名 | 西武渋谷店 |
| 二 | 店舗所在地 | 渋谷区宇田川町二十一番一号ほか |
| 三 | 設置者名 | 松竹映画劇場株式会社ほか二名 |
| 四 | 設置者住所 | 渋谷区富ヶ谷二丁目八番一号ほか |
| 五 | 変更を行った設置者名 | 株式会社そごう・西武 |
| 六 | 変更前の設置者住所 | 千代田区二番町五番地二十五 |
| 七 | 変更後の設置者住所 | 豊島区南池袋一丁目十八番二十一
号 |
| 八 | 変更を行った小売業者の氏名又は名 | 株式会社そごう・西武 |

称

- | | | |
|----|-------------|--|
| 九 | 変更前の小売業者の住所 | 千代田区二番町五番地二十五 |
| 十 | 変更後の小売業者の住所 | 豊島区南池袋一丁目十八番二十一
号 |
| 十一 | 変更日 | 令和四年五月二十三日 |
| 十二 | 届出日 | 令和四年六月十七日 |
| 十三 | 縦覧場所 | 東京都産業労働局商工部地域産業
振興課（新宿区西新宿二丁目八番
一号） |
| 十四 | 縦覧期間 | 令和四年七月八日から同年十一月
八日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例（平成元年東京都条
例第十号）に定める休日を除く。 |
| 十五 | 縦覧時間 | 午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。 |

- | | | |
|---|-----------------|-----------------|
| 一 | 店舗名 | アトレ恵比寿西館 |
| 二 | 店舗所在地 | 渋谷区恵比寿南一丁目六番一号 |
| 三 | 設置者名 | みずほ信託銀行株式会社 |
| 四 | 設置者住所 | 千代田区丸の内一丁目三番三号 |
| 五 | 変更前の設置者住所 | 中央区八重洲一丁目二番一号 |
| 六 | 変更後の設置者住所 | 千代田区丸の内一丁目三番三号 |
| 七 | 変更前の設置者の代表者名 | 飯盛 徹夫 |
| 八 | 変更後の設置者の代表者名 | 梅田 圭 |
| 九 | 変更前の小売業者の氏名又は名称 | 株式会社シェルガーデンほか九名 |

十	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社シエルガーデンほか八名
十一	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ジュンほか一名
十二	変更前の小売業者の住所	港区南青山二丁目二番三号（株式会社ジュン）
十三	変更後の小売業者の住所	港区南青山二丁目二十六番一号（株式会社ジュン）
十四	変更前の小売業者の代表者名	松崎 暁（株式会社良品計画）
十五	変更後の小売業者の代表者名	堂前 宣夫（株式会社良品計画）
十六	変更日	令和三年十一月二十四日ほか
十七	届出日	令和四年六月二十八日
十八	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十九	縦覧期間	令和四年七月八日から同年十一月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
二十	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について		
東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。		
令和四年七月八日 東京都下水道局長 奥山 宏 二		
一 商号又は名称を変更した事業者		
受理年月日	指定番号	新商号又は旧商号又はは名称
令和四月三日	三〇一一	三愛オブ リテック 株式会社
令和四月五日	三〇一一	三愛ブラン ト工業株式 会社
令和四月六日	三〇一一	品川区東大井三丁目二番五号
二 事業所の所在地を変更した事業者		
受理年月日	指定番号	商号又はは名称
令和四月五日	五五一三	株式会社西村設備
令和四月十一日	五五一三	足立区関原二丁目六番二十四号
令和四月十一日	五三四五	東京ガス Next one 株式会社
令和四月十一日	五三四五	荒川区南千住三丁目十番一号
同日	五三四五	東京ガス千住ビルA館六階
同日	五四九五	株式会社ネクサス
同日	五四九五	西東京市芝久保町四丁目十八番十二号
同日	五四八七	リアル建設株式会社
令和四年五月三十一日	五四八七	渋谷区神宮前三丁目二十五番十五号
同日	五三七七	株式会社リウオータ
同日	五三七七	大田区北千束一丁目六十六番十四号
同日	五六七一	株式会社足立区青井
同日	五六七一	世田谷区深沢一丁目十二番三三〇二号室
三 代表者を変更した事業者		
受理年月日	指定番号	商号又はは名称
令和四月六日	〇八五二	浦安工業株式会社
令和四月六日	〇八五二	前田 典宏
令和四月六日	〇八五二	松浦 恒典
同日	四七一	株式会社ミタツクス
同日	四七一	三谷 一貴
同日	四七一	柳 敦浩
同日	五三八一	東京ガスリビング株式会社
同日	五三八一	綿貫 裕之
同日	五三八一	野口 尚史
令和四年五月十三日	五三八三	東京ガス STコミ ユネット 株式会社
令和四年五月十三日	五三八三	田中 彰
令和四年五月十三日	五三八三	鶴田 秀夫
同日	四九〇八	株式会社西部土木
同日	四九〇八	逸見 敏郎
同日	四九〇八	中村 雅英
同日	三六七三	株式会社コージ建設
同日	三六七三	中村 明子
同日	三六七三	幸治
東京都指定排水設備工事事業者の指定について		
東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七条の規定により公告する。		

令和四年七月八日 東京都下水道局長 奥 山 宏 二	
一 指定した事業者	
指定番号	商号又は 名称
五八二〇	有限会社 新山 智久 足立区東和三丁目十 六番十一号
五八二一	株式会社 今井 正神 足立区古千谷本町四 丁目三番八号
五八二二	千代田第 楮原 雅博 港区赤坂四丁目十二 番四号
五八二三	株式会社 吉井 克友 東大和市上北台三丁 目三百七十一番地の 五 スカイブルー関 口二〇二号
二 指定年月日	
令和四年六月八日	

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
七〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 ○三(三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

